北杜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第１号)

平成３１年４月９日

北杜市教育委員会が行った平成３０年１０月１７日付け北杜教総第１８５７号非開示決定に関する処分に対する審査請求の件

第１　審査請求の対象とされた情報

Ａ中学校におけるいじめ事案に関するすべての文書（学校内で作成された文書含む）。期間は昨年度から本日まで。文書とはメール等含め全て。

第２　審査会の結論

北杜市教育委員会（以下「実施機関」という。）がなした本件文書の開示請求に係る北杜市情報公開条例第５条第２号の規定により、非開示とした決定は妥当である。

第３　審査請求及び当審査会の経緯

（１）　平成３０年１０月４日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件文書について北杜市情報公開条例（平成１６年北杜市条例第１２号。以下「情報公開条例」という。）第４条第１項の規定に基づき実施機関に対し、公文書の開示請求を行った。

（２）　平成３０年１０月１７日付け北杜教総第１８５７号により、実施機関は、情報公開条例第５条第２号を根拠に情報公開条例第９条第２項の規定に基づき非開示決定通知書により請求人に通知した。

（３）　平成３０年１０月２４日、請求人は、本件非開示決定に不服があるとして、行政不服審査法に基づき、実施機関へ審査請求書を提出した。

（４）　平成３０年１１月１２日付けで実施機関から審査請求に対する弁明書が提出された。

（５）　平成３０年１２月１７日付け北杜教総第２４０１号により、実施機関は、情報公開条例第１５条の規定に基づき、当審査会に対し、諮問書を提出した。

（６）　平成３１年２月２０日、北杜市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、口頭意見陳述を実施した。なお、請求人からは口頭意見陳述の申立てがなかったため、実施機関のみが口頭意見陳述を行った。

第４　審査請求の趣旨

平成３０年１０月４日付けで開示請求した公文書の全面又は一部開示要求

第５　両者の主張

（１）　審査請求書における請求人の主張

ア　Ａ中学校にて発生しているいじめによる自殺未遂（いじめ重大事態）につい

て、実施機関が開示している文書の内容が、被害生徒や保護者が訴えている内容と大きく異なる。当初直接被害生徒や保護者から話を聞いている中学校において、情報が適切に扱われ、教育委員会への報告等により正しい情報が上がっていることを確認する必要がある。

イ　どこかで情報が正しくない内容に変わっている場合、情報が開示されない限り原因が判明しない。すなわち、万が一教育委員会や学校が暴走してしまった場合も、情報を非開示とすることが許されれば事実が明らかにならず、間違えを止められない。非開示とすることは民主制度にそぐわない重大事態であるとすら言える。

ウ　非開示決定通知書によると、「特定の個人を識別できるため」とあるが、そうであれば該当する部分を非開示（黒塗り）にするなどすればよく、全てを非開示とする理由として適さない。

（２）　実施機関（処分庁）の主張

ア　非開示決定処分は、下記の理由により、情報公開条例第５条第２号に規定する特定の個人を識別できること、当該情報に含まれる情報が他の情報と照合することにより特定の個人が識別されること及び関係者の個人の利益権利を害するおそれがあることから行ったものであり、さらに、同条第６号に規定する市の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本審査請求は棄却されるべきである。

イ　請求人は、被害を訴えた生徒及びその保護者の供述とＡ中学校の調査等による報告内容及び教育委員会の把握している内容に乖離があること及び公文書が開示されないことにより、内容の確認が行えず、かつ、乖離した原因が判明せず、また、本件公文書の非開示を認めた場合、民主制度にそぐわない重大事態であるとの理由を審査請求の理由としている。

　さらに、特定の個人が識別されることに対しては、当該部分を非開示にすれば足りるとの理由を付記している。

ウ　本件公文書は、請求人以外の第三者の情報（氏名、学校名、学年、被害を訴えた生徒及びその保護者並びにその他の生徒及びその保護者等（以下「関係者等」という。）からの聞き取り内容等）が記録されたものであり、特定の個人を識別できる情報（個人識別情報）が記録されている。また、氏名等の個人識別情報を非開示としたとしても、発言内容等と他の情報とを照合することにより特定の個人を識別することができうる情報である。また、記録内容については、関係者等のプライバシーに関わる情報であることから、その保護は優先されなければならず、これらの情報を公開することによって、北杜市の教育行政の適正な事務遂行に影響が及ぶおそれがあるという点も十分に考慮する必要

がある。

したがって、関係者等と関係のない第三者である請求人からの情報公開条例第４条に基づく公開請求に対し、関係者等の個人識別情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報を含む。）及びプライバシーに関わる情報が記録されていることから、情報公開条例第５条第２号の非開示情報に該当するとともに、同条第６号の非開示基準にも該当する。

上記の理由から、非開示決定処分は情報公開条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な行為ではないため、本件審査請求に理由がないとしている。

第６　審査会の判断

（１）　請求対象の公文書について

平成３０年１０月４日付けにて請求人が請求している公文書は、北杜市立Ａ中学校において発生したいじめ事案に関し、実施機関が保有する、当該事案の解決に向けた取組に係る文書、山梨県教育委員会に対する報告書類、被害を訴えている生徒の保護者とのやり取りに係る文書（電子メールの内容を含む。）、第三者委員会の設置に係る文書、第三者委員会の資料として市立Ａ中学校から提出された文書等である。

（２）　関係者等とは関係のない第三者からの開示請求に対する非開示決定の妥当性について

情報公開条例は、公文書について開示を原則としているが、情報公開条例第５条第２号本文は、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示をしないことができると規定している。

そして、「個人に関する情報」とは、個人の思想、信条、健康状態その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。また、「特定の個人が識別されるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別されることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により特定の個人が識別される個人情報の全体である。

請求人が実施機関に開示することを請求し、実施機関が非開示とした情報には、実施機関が主張するように、請求人以外の第三者の情報（氏名、学校名、学年、被害を訴えた生徒及びその保護者並びにその他の生徒及びその保護者等からの聞き取り内容等）が記録されており、特定の個人を識別できる情報（個人識別情報）が記録されているものである。また、氏名等の個人識別情報を非開示としたとしても、発言内容等と他の情報とを照合することにより特定の個

人を識別することができうる情報である。

請求人は、教育委員会が作成したいじめに関する文書が適切な内容か確認する必要があると主張するが、学校教育に関する情報については、人格形成の途上にある生徒のプライバシー保護やその健全な育成を期するという少年保護の観点から、その公開の可否について慎重な配慮をすべきであり、いじめ事案に関する当事者ではない第三者である請求人からの情報公開請求に対し、関係者等の個人識別情報が記録されている本件文書を開示することは、プライバシー保護等の観点から相当でないことは明らかであり、このことから、情報公開条例第５条第２号本文に該当するとして非開示を決定したことは、何ら違法又は不当な行為ではない。

また、実施機関が非開示とした公文書の内容を見る限り、いじめに関する調査資料がその多くの割合を占めており、これらは公開されることを前提として作成されたものではないことから、この調査段階にある不完全な情報が公開され独り歩きすることで、正確な情報が伝わることなく、市民の間に不要な混乱を招くことは十分に考えられる。これにより、実施機関の正常な事務の遂行に支障を及ぼす可能性は否定できないことから、情報公開条例第６号の規定にも該当するという実施機関の主張には一定の妥当性があるものと判断できる。

（３） 原処分の非開示理由が適切であったかどうかについて

請求人は、非開示決定通知書の非開示理由は「特定の個人を識別できるため」とされているが、該当する部分を非開示（黒塗り）にするなどすればよく、全てを非開示とする理由としては適さないと主張する。

この点については、類似したケースにおける以下の判例がある。東京都品川区教育委員会で発生した教諭による児童体罰事件に関する公文書の開示請求事案に係る、情報非公開処分取消請求事件（東京地方裁判所平成６年（行ウ）第７７号、平成８年５月２３日判決）である。体罰事案といじめ事案という点での相違はあるが、非開示理由の妥当性を判断する上で重要な判例である。

判決は、原告の情報公開請求は児童と関係のない第三者からの公開請求であるから、品川区教育委員会が公文書を公開しなかったことは、適法であるとした上で、原告が体罰問題という特定の事件を認識した上での請求であり、この場合には、たとえ公文書中の氏名・学年・組等の児童を識別し得る記載を黒塗りなどしたとしても、それによって児童のプライバシーを保護することにはならず、原告が公文書の公開によって児童の個人情報を入手し得ることに変わりがないということはいうまでもないから、児童の個人情報を非公開とする部分公開を認める余地はないというべきであるとしている。

また、公文書のうち児童の個人情報部分と教諭の個人情報部分とを明確に区分できると認めるべき事情は窺われないから、児童の個人情報部分について非

公開事由が認められる以上、公文書の全体が非公開とされることはやむを得ないといわなければならないとしている。

北杜市の本事案においても、請求人は、Ａ中学校におけるいじめ事案という特定の事案を認識した上で開示請求を行っており、氏名等の個人識別情報を非開示としたとしても、発言内容等と他の情報とを照合することにより特定の個人を識別することができうる情報であることから、それによって生徒のプライバシーを保護することにはならず、公文書の全体を非公開としたことはやむを得ない措置だったものであり、原処分の非開示決定は妥当である。

なお、実施機関の弁明内容には十分な説得力があるが、一方で、第３（６）に記載のとおり、請求人からは口頭意見陳述の申立てが行われておらず、また、反論書及び意見書の提出もなく、審査請求書における審査の理由以外には何ら具体的な主張をしていないことから、処分庁の処分を取り消しうるような合理的な理由は見当たらないと言わざるを得ない。このことからも、処分庁の公文書の全体を非開示とした処分を維持する判断をしたものである。

第７　結論

以上のとおりであるから、「第２　審査会の結論」のとおり判断する。